

(仮称) 山口県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例骨子 (案)

<第1章 総則> (第1条~第10条)

条項	区 分	内 容 等
1	目 的	自転車の安全で適正な利用の促進
2	定 義	① 自転車 ② 自転車利用者 ③ 保護者 ④ 事業者 ⑤ 学校 ⑥ 関係団体 ⑦ 自転車小売業者 ⑧ 自転車貸付業者 ⑨ 自転車損害賠償責任保険等
3	基本理念	1 県、自転車利用者、県民等がそれぞれの責務または役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協力しながら自転車が関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図る 2 自転車の利用が、県民の健康増進、自然環境への負荷の低減及び観光の振興に資するという認識のもとに行う
4	県 の 責 務	県は、基本理念に則り、自転車の安全利用の促進に向けた施策を策定・推進
5	自転車利用者の責 務	運転者としての責任を自覚し、法令を遵守して他の歩行者及び車両が安全に通行できるように配慮
6	県民の役割	それぞれの立場において自転車の安全で適正な利用を促進する努力義務
7	保護者の役割	監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する技能及び知識を習得させる努力義務
8	事業者の役割	1 従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発、指導を行う努力義務 2 基本理念に基づき、自転車の安全で適正な利用を促進する努力義務 3 国、県、市町が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力する努力義務
9	学 校 の 長 の 役 割	児童、生徒又は学生が、自転車を安全で適正に利用することができるよう必要な交通安全教育を実施する努力義務
10	関係団体の役 割	1 自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行う努力義務 2 国、県及び市町が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力する努力義務

<第2章 基本的施策等> (第11条~第16条)

条項	区 分	内 容 等
1 1	自転車小売業者の情報提供等	自転車小売業者は、購入者等（購入しようとする者、点検・整備・修理を依頼しようとする者）に対し、自転車の点検及び整備の必要性に関する情報その他の自転車の安全利用に関する情報の提供及び助言を行う努力義務
1 2	自転車貸付業者の情報提供等	自転車貸付業者は、借受者に対し、自転車の安全利用に関する情報の提供及び助言を行う努力義務
1 3	自転車の点検及び整備	1 自転車利用者、自転車貸付業者、事業活動で自転車を利用する事業者は、必要な点検及び整備を行う努力義務 2 保護者は、監護する未成年が利用する自転車について、点検及び整備を行う努力義務
1 4	乗車用ヘルメットの着用の推進	県、市町、学校、関係団体、事業者は、乗車用ヘルメットの着用を推進するため、情報の提供、啓発、その他必要な施策を実施
1 5	道路環境の整備	県は、国、市町と連携して、自転車利用者が安全に通行することができる道路交通環境を整備する努力義務
1 6	財政上の措置	県は、施策推進のため、必要な財政上の措置を講ずる努力義務

<第3章 自転車損害賠償責任保険等> (第17条~第19条)

条項	区 分	内 容 等
17	自転車損害賠償責任保険等への加入等	<ol style="list-style-type: none"> 1 自転車利用者の加入義務 2 未成年者を監護する保護者の加入義務 3 事業活動で自転車を利用する事業者の加入義務 4 自転車貸付事業者の加入義務
18	自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等	<ol style="list-style-type: none"> 1 自転車小売業者は、購入者に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認する努力義務 2 自転車小売事業者は、自転車購入者が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときに、加入に関する情報を提供する努力義務 3 事業者は、自転車を利用する従業員に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認する努力義務 4 事業者は、自転車を利用する従業員が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときに、加入に関する情報を提供する努力義務 5 自転車貸付事業者は、借受人に対し、自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供する努力義務
19	情報の提供等	<ol style="list-style-type: none"> 1 県は、市町、保険者、関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を実施 2 学校の長は、児童、生徒、学生及びその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供する努力義務